

# 史跡里見氏城跡岡本城跡保存活用計画 【概要版】

## 史跡里見氏城跡岡本城跡の概要

岡本城跡は、中世に房総半島南部を治めた戦国大名里見氏の城跡です。里見氏は、当主が代わると、拠点である本城を替えることが特徴で、岡本城は、里見義頼が当主であった時に本城に位置付けられた城郭です。房総半島南部の戦国時代末期の城郭としては、大規模で、かつ、凝灰岩質の岩盤を巧みに利用した遺構が数多くみられ、複雑な構造となっています。また、港を取り込んだ構造をとっており、海城としての性格も窺えます。

房総半島における中世山城の特徴が良好に残され、政治・軍事情勢の変遷を知るうえで重要な遺跡であるとされ、館山市に所在する稲村城跡と併せて平成24年1月24日に国の史跡に指定されました。

## 計画策定の目的

貴重な市民の財産である史跡として、今後将来にわたって適切に保存していきながら、史跡が持つ価値を地元住民のみならず広く周知し、活用していくことが課題となります。

本計画は、史跡里見氏城跡岡本城跡の史跡保護のために、保存管理・活用・整備の基本方針を定めることを目的に策定するものです。

## 計画の実施

具体的な実施にあたっては、土地所有者の協力と理解を得ながら実施していきます。併せて文化庁・千葉県 の指導・助言を得ながら事業を実施し、史跡の保護に努めていきます。



## 活用

### 1 活用の方向性

- I 史跡全体の範囲や価値を広く周知していきます。
- II 史跡内で生産を営んでいる土地所有者に配慮しながら、活用を推進します。
- III 他の里見氏城跡と連携した活用を目指します。
- IV 学術調査で得られた成果を広く発信していきます。

### 2 活用の方法

学校教育、社会教育、地域、市町村間での広域、観光、研究における活用を目指します。

### 3 整備における活用

公有地が狭小であるため、短期間での大規模なハード整備は困難です。活用事業を推進し、史跡について定期的に情報提供することで史跡の周知を図ります。

## 整備

### 1 整備の方向性

- I 史跡の保存及び活用のために遺構の保存を図りながら、整備を行います。
- II 来訪者に、史跡の価値がわかりやすい整備を目指します。
- III 公開区域を設定することで、現代の産業と併存していく整備を行います。
- IV 発掘調査など研究成果を生かした整備を行います。

### 2 整備の方法

#### 保存のための整備

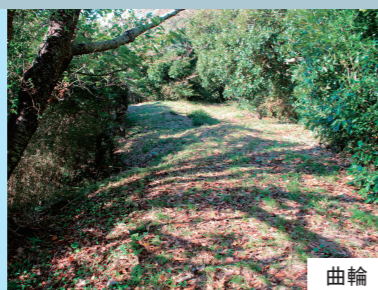
- 史跡標柱の設置
- 史跡範囲の明示
- 地上遺構の崩落防止

#### 活用のための整備

- 伐採による景観改善
- 安全対策
- 見学路の設置
- 説明板・案内板の設置
- 遺構表示（平面表示・立体表示）
- 便益施設の設置
- デジタル技術を応用した整備



港部分



曲輪



主郭部からの眺望

## 史跡の指定状況



名称 里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡  
所在地 千葉県南房総市富浦町豊岡字宮ノ台1番1外  
指定面積 77,876.06㎡  
(市有地 1.38%、民有地 98.62%)  
管理団体 南房総市

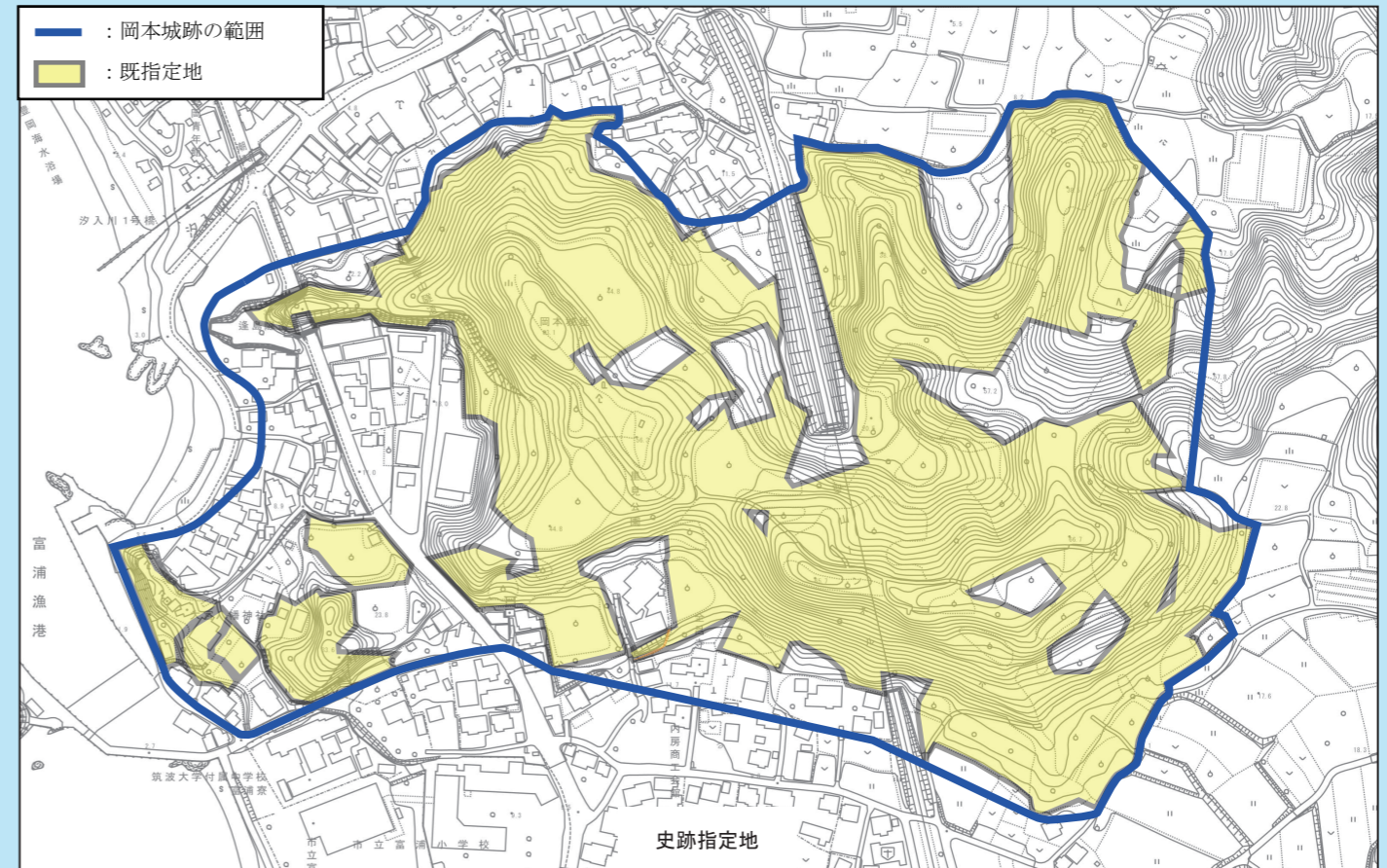
## 史跡の本質的価値

- I 房総半島南部を拠点とした戦国大名里見氏の居城であり、「里見氏城跡」の一つです。
- II 戦国時代末期の大名である里見義頼が、本城として位置づけた城郭です。
- III 房総半島における戦国時代末期の城の中でも、大規模で、かつ、曲輪や堀切、切岸など地形を生かしたその複雑な構造は、房総半島南部における中世城郭の一つの到達点です。
- IV 東京湾に面して立地しており、城郭に港を取り込むなど水軍を擁していた里見氏らしい海城としての性格を有しています。
- V 本城の変遷は、戦国時代における房総半島南部の政治・軍事情勢の推移を表しています。

## 大綱・基本方針

### 「関東の雄、後北条氏と対峙した里見氏の城」 ～ピワ畑がのこした戦国の城～

- I 貴重な歴史的文化遺産である遺跡を、将来にわたり保護するため、適切に保存・管理を実施していきます。
- II 史跡の重要性を広く周知し、来訪者が岡本城や里見氏のみならず、この土地の歴史に対し、興味・関心を高めてもらえるような活用事業を展開します。
- III 来訪者が中世当時の城郭の姿を想起でき、かつ、本質的価値をアピールできるような整備を現状を生かしながら目指します。
- IV 協力体制を整えて、本保存活用計画を元に整備事業を実施していきます。
- V 館山市をはじめとする里見氏城跡を有する近隣市町と連携しながら、事業を実施していきます。



## 保存管理

- 1 保存管理の方向性
  - I 現在までのこされてきた史跡を、将来にわたって保護していくために、適切な保存管理を行います。
  - II 現代の生活や生産と共存できる史跡の保存管理を目指します。
  - III 土地所有者と協議を重ねて、理解と協力を得て保存管理を行います。
- 2 現状変更基本方針
  - I 現状変更等をしようとする場合は、その行為の内容と規模の大小に関わらず、事前に管理団体である南房総市と必ず協議を行うこととします。
  - II 現状変更等を行う場合は、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可が必要です。
  - III 現状変更等のうち軽微な行為の場合は、同法施行令第5条第4項の規定により、南房総市が許可に係る事務を行います。
- 3 公有化の方針  
既指定地については、土地所有者と協議のうえ、公有化を検討する。